

**富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務委託
公募型プロポーザルに関する質疑書への回答**

質疑の内容	回答
<p>類似業務実績があり、精通している会社への一部委託、あるいは共同提案でも差し支えないか。</p>	<p>委託事業者は、富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務（以下「本業務」という。）を一括して実施するものであり、1事業者への業務委託契約となります。複数事業者が業務を実施する場合であっても、主たる業務を実施する1事業者を定め、申請していただく必要があります。</p> <p>また、業務の一部再委託や連携協力事業者がある場合は企画提案書にその事業者名や再委託する業務内容等をご記入ください。</p>
<p>「契約時における業務仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて変更することができるものとする」と記載があるが、どこまで変更可能か。 変更できないところがあれば確認したい。</p>	<p>業務仕様書のうち、業務の根幹となる目的・委託期間・業務場所・委託料の上限・対象経費は変更できません。</p> <p>委託業務の内容のうち、イベントの実施回数や情報発信方法、施設開設日の設定等については、企画提案内容に基づき軽微な変更を可能としています。その場合にも、本業務の目的に即している、かつ変更内容について、市と合意していることが前提となります。</p>
<p>業務期間は令和7年3月31日となっているが、期間終了後はどのようになるか。</p>	<p>本業務は社会実験として実施するため、年度単位での業務実施を予定しています。</p> <p>令和7年度以降の実施については、本業務委託の中で効果検証を行い、その継続について判断します。</p>
<p>今回の事業とともに団体を立ち上げ、活動の拠点とすることを考えているため、様式3、4に記入できるところがないが、どのように対応すればいいか。特記事項に上記を記入すれば差し支えないか。</p>	<p>様式3については、会社概要（予定）とし、申請時点で判明している情報を記載してください。様式4については提出不要ですが、審査に当たっては、過去の業務実績や専門知識等について評価の対象となりますのでご注意ください。</p>

**富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務委託
公募型プロポーザルに関する質疑書への回答**

質疑の内容	回答
<p>企画提案の中の工程表は、業務期間（～令和7年3月31日）までに行う改修工事、オープン、企画の実施の全工程を記載するものということか。</p>	<p>ご質問のとおり、本業務仕様書「6 委託業務内容」の全工程について、その内容や工程、運営体制等を記載してください。</p>
<p>施設維持管理費用を算出するために、維持に必要な経費で現在わかっているものや参考となるものはあるか。</p>	<p>本業務仕様書「5 委託料 (1)対象となる経費」をご確認ください。</p>
<p>施設開設時の常駐スタッフとは、施設の管理者として週〇日、〇時間以上常駐するということか。 それとも企画で施設を使用する際に、その企画中に常駐するスタッフということか。 もしそうであれば、常駐するスタッフは企画ごとにも変わっても差し支えないか。</p>	<p>常駐スタッフとは、施設の開設日に施設管理を行うスタッフを言います。 仕様書の中で開設日や時間は定めていませんが、提案書に基づく契約締結後、開設日時を定めた際には必ず常駐スタッフを配置することになります。 ただし常駐スタッフの雇用人数や体制に制限はありませんので、予算の範囲内で複数人のスタッフを雇用し、交代制とすることは可能です。 また、適切に施設を維持管理する観点から、緊急時等に迅速に対応できるスタッフの配置と、委託事業者におけるスタッフの身元等の把握や明確な管理・指示体制を整えることが求められます。</p>